

結城市条例第　　号

結城市手話言語条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、手話及びろう者に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民や事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進するための基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に認め合い、支え合う地域共生社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ろう者」とは、日常生活又は社会生活において手話を主なコミュニケーションの手段として用いる聴覚障害者をいう。

（基本理念）

第3条 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話により意思疎通を行う権利を尊重することを基本とする。

（市の責務）

第4条 前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進に努めるとともに、日常生活及び社会において手話を使用しやすい環境を構築することにより、ろう者の自立及び地域における社会参加の促進に寄与できるよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の構築に努めるものとする。

（施策の推進）

第7条 市は、次に掲げる事項を基本として、手話に関する施策を推進するものとする。

- (1) 手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進に関する事項
- (2) 手話による意思疎通の支援に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市は、手話に関する施策を推進するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（教育の場における理解の促進）

第8条 市は、教育の場において、児童及び生徒が手話に親しみ、手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。